Ver.20240105 国立国会図書館

視覚障害者等用データ送信サービス 送信承認館向け利用ガイド

このガイドは、国立国会図書館(以下「NDL」といいます。)の視覚障害者等用データをご利用になる図書館等のご担当者様向けに作成したものです。各送信承認館において、ダウンロードしたデータを利用者に提供する際の実務的な手引きとなっていますので、これから送信承認館としての参加をご検討される図書館等のご担当者様も、参考になさってください。

サービスの概要については、NDLのホームページもあわせてご参照ください。

(https://www.ndl.go.jp/jp/library/supportvisual/supportvisual-10.html)

目次

1	はじめに	1
2	サービスの対象	3
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	送信承認館が利用者に提供するサービス	
5	データの取扱いについて	5
	その他参考情報	

1 はじめに

1.1 遵守すべき法令等

国立国会図書館の「視覚障害者等用データ送信サービス」(以下「本サービス」といいます。)は、次の法令等に則って実施しています。

- ・著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)主として第 37 条 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=345A C000000048
- ・著作権法施行令(昭和 45 年政令第 335 号)主として第 2 条 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=345C 0000000335
- ・国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則(平成 25 年国立国会図書館規則第 6 号) https://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/laws/pdf/a5342.pdf

また、図書館等における著作権法第 37 条第 3 項の運用指針を定めたものとして、「図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)があり、NDL もこのガイドラインに準拠しています。

https://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/865/Default.aspx

各送信承認館におかれましても、これらの法令等に基づきサービスを実施いただくことになります。

1.2 本サービスで利用できるデータ

本サービスでは、次のようなデータをご利用いただけます。

それぞれのデータの提供件数については、視覚障害者等用データ送信サービス(図書館等向け案内) (https://www.ndl.go.jp/jp/library/supportvisual/supportvisual-10_02.html) の「4 ご利用いただけるデータ」をご参照ください。

各データの特徴等については、別紙1「視覚障害者等用データの基礎知識」をご参照ください。

	等については、別紙 1「視覚障害者等用デー	タの基礎知識」をご参照くたさい。
データ種別	データの概要	再生環境
音声 DAISY	目次のテキストデータと、全文の音声データ	DAISY 再生ソフトがインストールされ
	を収録したファイル。構造化されているので	た PC、スマートフォン・タブレット端
	見出し単位の頭出し等ができる。	末や DAISY 専用再生機器
マルチメディア	全文のテキストデータと音声データ、画像デ	DAISY 再生ソフトがインストールされ
DAISY	ータを含み、それらを同期して再生できるフ	た PC、スマートフォン・タブレット端
	ァイル。音声 DAISY 再生環境では、音声	末や、DAISY 専用再生機器
	DAISY として利用することができる。ま	
	た、文字の大きさ、色及びフォント、背景色	
	等を自由に変えることができる。構造化され	
	ているので見出し単位の頭出し等ができる。	
テキスト DAISY	全文のテキストデータを含むファイル。文字	DAISY 再生ソフトがインストールされ
	の大きさ、色及びフォント、背景色等を自由	た PC、スマートフォン・タブレット端
	に変えることができる。合成音声で読み上げ	末や、合成音声が利用できる DAISY 専
	て利用することができる。構造化されている	用再生機器
	ので見出し単位の頭出し等ができる。	
電子書籍	全文のテキストデータを含むファイル。文字	EPUB 閲覧ソフトがインストールされた
(EPUB)	の大きさ、色及びフォント、背景色等を自由	PC、スマートフォン・タブレット端末
	に変えることができる。構造化されているの	や EPUB に対応し、合成音声が利用で
	で見出し単位の頭出し等ができる。	きる DAISY 専用再生機器
音声付き電子書籍	電子書籍(EPUB)に録音音声を加えたデー	「EPUB3 MediaOverlays」を再生可能
(EPUB)	夕形式。音声以外の機能や使い方は電子書籍	な EPUB 閲覧ソフトがインストールさ
	(EPUB) と同じ。	れた PC、スマートフォン・タブレット
		端末
透明テキスト付	PDF ファイルの一種で、紙資料をスキャンし	PC、スマートフォン・タブレット端末
PDF	たデジタル化画像と、テキストデータを1つ	や PDF に対応し、合成音声が利用でき
	のファイルとしてまとめたファイル形式。テ	る DAISY 専用再生機器
	キストは透明であるため、目に見えないが、	
	スクリーンリーダーで読み上げることが可	
	能。	
WORD (DOCX)	マイクロソフト社が提供する文章作成ソフト	PC、スマートフォン・タブレット端末
	Word 形式のデータ。	や Word に対応し、合成音声が利用で
		きる DAISY 専用再生機器
プレーンテキスト	全文のテキスト。「国立国会図書館デジタル	PC、スマートフォン・タブレット端
	コレクション」を通じて提供するデジタル化	末、合成音声が利用できる DAISY 専用
	資料(画像データ)から、OCR(光学的文字	再生機器など
	認識)処理により作成した全文テキストデー	
	タも含む。合成音声で読み上げて利用するこ	

	とができる。拡張子は.txt。構造化されてい ないので頭出しはできない。コピー&ペース トが容易。	
点字データ	データの概要:点訳ソフト等で作成したデータを点字データ専用の形式で保存したファイル。拡張子は.BES やブレイルメモ形式の漢点字データ.BMT。	点字ディスプレイや PC

1.3 送信承認館において必要な環境

本サービスでは、インターネットからデータをダウンロード又は再生(ストリーミング再生)していただきます。そのため、送信承認館においてはインターネットに接続され、ブラウザがインストールされたPCが必要です。必要最低限の環境はこのPCのみですが、送信承認館においてどのように利用者にデータを提供するか(サービスの実施方法)によって、さらに必要となるソフトウェアや機器があります。本書の4をご参照ください。

2 サービスの対象

2.1 機関(送信承認館)

本サービスは、著作権法施行令第2条第1項に列挙されている図書館等のうち、視覚障害者等へのサービスを実施されている図書館等を対象としています。本サービスの対象となりうる機関かどうかは、送信承認館としてご申請いただいた際に、NDLで確認をさせていただきます。

2.2 個人(送信承認館を通じてデータを利用される利用者)

本サービスのデータを利用できるのは、著作権法第37条第3項において「視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者」と規定される方(以下「視覚障害者等」といいます。)に限られます。具体的には、ガイドラインの別表1に例示されている状態にあって、視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な方です。必ずしも、障害者手帳を所有している方に限られません。

読書が困難な状態には、さまざまな状態がありますので、各人に応じた個別の判断が必要です。法令及びガイドラインに照らして、本サービスの対象に該当するかどうか(本サービスのデータを提供してよいかどうか)は、各送信承認館の責任においてご確認いただく必要があります。

3 検索

本サービスは、国立国会図書館障害者用資料検索「みなサーチ」(https://mina.ndl.go.jp/) でご利用(検索・ダウンロード)いただきます。操作説明は別紙 2「データ検索操作」をご覧ください。

なお、送信承認館の PC のインターネット接続がフィルタリングソフトやファイアウォールで制限されている場合は、「mina.ndl.go.jp」を接続許可ドメインとして追加ください。

4 送信承認館が利用者に提供するサービス

本サービスのデータは、送信承認館での貸出や館内閲覧にご利用いただけます。ここでは、貸出と館内 閲覧のサービス実施フローの例をお示ししますが、必ずこのとおりに実施する必要はありません。各送信 承認館の体制や設備環境に合わせて、サービスメニューや実施フローをご検討ください。

4.1 貸出(又は譲渡)

- ○送信承認館で必要となる設備環境
 - ・インターネットに接続できる事務用(職員用)の PC
 - ・複製したデータを利用者に届けるための各種媒体(CD-R、CD-RW、USB メモリ、SD カード等)
 - ※利用者から預かった記録用媒体に格納する場合は不要です。
 - ※CD の場合、PC によってはデータ書き込み(ライティング)ソフトウェアが必要な場合があります。
 - ・送信承認館でデータの動作確認をする場合は、各種再生ソフトウェア 無償ソフトの例:

DAISY …AMIS (https://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/software/amis3_1_4.html) 点字データ…点字ビューア (Braille Viewer)

(https://hp.vector.co.jp/authors/VA049672/viewer.html)

○送信承認館での貸出サービスのフローの例

流れ	利用者の動き	送信承認館の職員の動き	留意点
①検索	自宅の PC 等でみなサーチを		検索のみであればログイン
	検索するか、送信承認館に検		は不要です。
	索を依頼して、利用したい資		
	料(データ)を特定する。		
②利用申請	送信承認館に、特定したデー	利用申請を受理する。	2.2 を参考に、対象となる
	夕の利用を申請する。	どのような再生環境で利用す	利用者かどうかをご確認く
		る予定か(どのような媒体に	ださい。
		格納する必要があるか)をヒ	
		アリングする。	
③ダウンロー		事務用 PC でみなサーチを開	
ド		き、送信承認館に付与された	
		ID/PWD でログインし、申	
		請があったデータを検索・ダ	
		ウンロードする。	
④複製		利用者の再生環境や要望に合	別紙 3「DAISY のデータ複
		わせた媒体等に複製(格納)	製操作」参照
		する。	
⑤貸出		媒体を利用者に貸出(又は譲	別紙 4「データの貸出につ
		渡) する。	いて」参照
⑥返却	点字用郵便等により、借り受		
	けた媒体を返却する。		

4.2 館内閲覧

- ○送信承認館で必要となる設備環境
 - ・インターネットに接続できる<u>利用者用の</u>PC(音声読み上げソフトがインストールされていることが望ましい。)

【本編】

- ※データを CD に格納してから館内閲覧に供する場合は、インターネットに接続できる必要はありません。
- ・各種再生ソフトウェア
 - ストリーミング再生(音声 DAISY とマルチメディア DAISY のみ)する場合 ストリーミング再生に対応しているソフトウェア(Net-PLEXTALK、MyBook Neo)
 - ダウンロード後に再生する場合

無償ソフトの例:

DAISY ···AMIS (https://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/software/amis3_1_4.html)

DAISY,EPUB ···EasyReader (https://yourdolphin.com/en-gb/EasyReader-App)

点字データ…点字ビューア(https://hp.vector.co.jp/authors/VA049672/viewer.html) EPUB …THORIUM READER (https://www.edrlab.org/software/thorium-reader/)

- ※ダウンロードしてから再生する場合は、圧縮されたファイルを解凍するなどの操作が必要となるため、PC に不慣れな利用者には、ストリーミング再生よりも手厚い支援が必要です。
- ・ヘッドフォン
- ·(各種再生用機器)

DAISY や点字データを再生するための各種機器が市販されていますが(別紙 1 「データの基礎知識」参照)、高価なものが多く、図書館で買い揃えるのは難しいかもしれません。利用者が個人で購入する場合には、日常生活用具の給付制度(購入代金の一部又は全額について国と自治体が補助する制度)が適用できる場合があります。

○送信承認館での館内閲覧サービスのフローの例

流れ	利用者の動き	送信承認館の職員の動き	留意点
①利用申請	送信承認館を訪れ、本サービ	申請を受理する。	2.2 を参考に、対象となる
	スの利用を申請する。		利用者かどうかをご確認く
			ださい。
②ログイン		館内に設置された利用者用	ID/PWD は利用者に見られ
		PC でみなサーチを開き、送	ないようにしてください。
		信承認館に付与された	無操作で長時間経過すると
		ID/PWD でログインする。	ログオフすることがありま
			す。
③検索・再生	みなサーチを操作して目的の	必要に応じて操作支援をす	音が出ますので、ヘッドフ
	データを検索・再生する。	る。	ォン等が必要です。
④ログオフ		利用が終了したら必ずログオ	
		フする。	

5 データの取扱いについて

ダウンロードしたデータについて、送信承認館において「できること」と「できないこと」は次のとおりです。「できること」に掲げられた全てのサービスを実施する義務はありません。送信承認館のサービス方針等に応じて、サービスメニューを策定ください。

5.1 できること(ただし、いずれも、視覚障害者等に提供する目的で行う場合に限られます。)

	7CC (/C/CO\	いずれの、
No.	できること	留意点等
1	複製	・同じタイトルを複数の媒体に複製することも可能。(一度に複数のリクエ
		ストがあるタイトルの場合等)
		・利用者の再生環境に合ったデータ形式と媒体での複製が必要。
		・利用者の持込媒体に複製することも可能。ただし情報セキュリティには
		要注意。
		・複製物を蔵書化することも可能。(繰り返しリクエストがあるタイトルの
		場合等)
2	貸与	・複製したデータを格納した各種媒体の貸出が可能。
		・図書館等への貸出(例えば、都道府県立図書館から市町村立図書館等へ
		の貸出)は可能ですが、その場合は、送信承認館の責任において、当該
		図書館等が著作権法施行令第2条第1項に該当する機関であることをご
		確認ください。
3	譲渡(著作権法	・複製したデータを格納した各種媒体の譲渡が可能。ただし、各自治体の
	第 47 条の 7)	物品管理(譲与)規定との整合性に要注意。
4	メール送信	・複製したデータを視覚障害者等にメール添付で送付することが可能。た
		だし DAISY については、一般にデータ容量が大きいので推奨しません。

5.2 できないこと

<u> </u>	CEANCE		
No.	できないこと	留意点等	
1	又貸し等	・利用者による行為は当該利用者の責任において行うものであり、送信承 認館が責任を負うものではありませんが、貸出や譲渡の際に、次の点に ついて利用者への注意喚起をお願いいたします。 ①又貸し(送信承認館が本サービスの該当者であることを確認していな い者への)ができないこと。 ②視覚障害者等以外に利用させることはできないこと(特に、コピー& ペーストがしやすく視覚障害者等以外にも利便性が高いテキストデータ には要注意)。	
2	データの改変	・著作権者には無断で改変されない権利(同一性保持権)があるため、原本の著作権者の権利侵害に当たるようなデータの改変はできません。著作権者やデータ製作機関への敬意をもって取り扱ってください。 ※ダウンロードしたデータを素材として新たな視覚障害者等用データを製作することは可能です(例えば、ダウンロードした音声 DAISY を素材としてマルチメディア DAISY を製作することなど)。その場合は必須ではありませんが、元データの製作館にご一報いただくと良いかと存じます。	
3	商用利用	・複製物を譲渡する場合に、媒体や送付に係る実費相当を徴収する場合は 除きます。	

6 その他参考情報

6.1 個人としての登録について

本サービスは、送信承認館を経由せずに、個人(視覚障害者等の方)に直接ご利用いただくことも

【本編】

できます。その場合は、当該ご本人が NDL に視覚障害者等として利用者登録をしていただく必要があります。なお、視覚障害者等としての利用者登録は 18 歳未満の方でも登録ができます。

詳しくは NDL のホームページをご案内ください。

ホーム > 障害のある方へ > 視覚障害者等用データ送信サービス(視覚障害者等個人の方向けのご案内)

(https://www.ndl.go.jp/jp/support/send.html)

ホーム > 障害のある方へ > 視覚障害者等用データ送信サービス > 視覚障害者等用データ送信サービスの利用者登録について(初めて登録する)

(https://www.ndl.go.jp/jp/support/pd_touroku.html)

6.2 利用を停止する場合について

著作権法第37条第3項「ただし書」では、著作権者や出版者等の権利者自らが、視覚障害者等が利用可能なデータ形式(DAISY等)で著作物を提供(販売等)している場合は、同項に定める複製や公衆送信はできないこととされています。

NDLでは、本サービスで提供しているタイトルの音訳版等の出版状況を定期的にチェックし、この「ただし書」に該当することが判明したタイトルについては、提供(配信)を停止しています。したがって、「以前は使えた(あった)のに使えなくなった(なくなった)」というデータが発生することがあります。

6.3 参考文献

図書館における障害者サービス(著作権法との関係等)に関しては次の資料が参考になります。ぜひご一読ください。

『障害者サービスと著作権法 第 2 版』(JLA 図書館実践シリーズ ; 26) (日本図書館協会障害者サービス委員会, 著作権委員会 編 日本図書館協会, 2021.1)

(https://www.jla.or.jp/publications/tabid/87/pdid/p11-0000000562/Default.aspx)